

令和2年度第2回高田区地域協議会 次 第

日時：令和2年5月18日（月）午後6時30分～
会場：福祉交流プラザ2階 第1会議室

○任命書の交付

○地域協議会に関する説明

1 開会

2 委員自己紹介

3 議題等の確認

4 議題

(1) 会長、副会長の選任

(2) 高田区地域協議会の運営について

① 座席順

② 会長に会議を招集することを請求するために必要な委員数

③ 会議録の確認者

④ 会議の開催方法（開催日の定例化、開始時刻、会場）

(3) 地域協議会だよりの編集方法について

① 編集委員の人数、任期

② 編集委員の選任

③ 発行回数

(4) 自主的審議事項の提出方法について

(5) 令和2年度地域活動支援事業について

5 その他

(1) 今後の会議日程

(2) 事務連絡

① 委員証の説明

② 委員名刺の作成希望調査

③ 地域協議会だより原稿依頼

高田区地域協議会の運営に関する事項

事 項 (※は根拠例規)	前期における状況	協議結果
(1)正・副会長の選任 ※上越市地域自治区の設置に関する条例(以下、「設置条例」という。)第6条	会長 1人 副会長 2人	(会 長) (副会長)
(2)地域協議会の運営 ①会議の座席順	正副会長を除き 名簿順	
②会議の招集請求に必要な委員数 ※設置条例第8条第1項第2号	5人 (1/4以上)	人
③会議録の確認者 ※上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第5条第2項	正副会長から順に1人+ 委員から名簿順に1人 (会議録署名あり)	
④会議の開催方法 ・開催日の定例化 ・開始時刻 ・会場	(定例化) 毎月第3月曜日(定例) (開始時刻) 午後6時30分 (会場) 高田公園オーレンプラザ	(定例化) (開始時刻) (会場)

事項 (※は根拠例規)	前期における状況	協議結果
(3)地域協議会だよりの編集方法 ①委員の人数・任期 ②編集委員の選任 ③発行回数	①人数・任期 人数 3人、任期 2年 ②編集委員(直近) 西山会長、飯塚委員、高橋委員 ③発行回数 年4回程度、発行時期・内容は編集委員に一任	ア)人数・任期 人数 人、任期 年 イ)編集委員 ウ)発行回数
(4)自主的審議事項の提出方法	資料No.2 ※委員は地域協議会開催予定の14日前までに、自主的審議に係る提案書を提出。	/
その他 書面による審議 上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第4項	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から会議を中止したため、令和2年4月開催予定の議題(諮問案件等)を書面審議とした。	①正副会長の協議により、会長が決定 ②過半数の委員が書面議決に賛同した場合

書面による審議に関する取扱い(案)

以下の条件により、会議を招集できない場合または招集することが適当ではない場合、〇〇の判断で書面審議を実施することができる。

(条件)

- ・委員の生命の危険又は健康を害する恐れがある場合
- ・会場の使用が困難など、物理的に開催できない場合
- ・緊急な案件で会議を開催するいとまがない場合

(表決)

- ・委員の過半数の意思表示をもって会議の議決があったものとみなす。なお、可否同数のときは、会長の決するところとする。

(附帯意見の取扱い)

- ①会長が決定する(会長に一任)。
- ②正副会長の協議により、会長が決定する。
- ③要否の表明を文書で確認し、表決により決する。

自主的審議事項の提出方法について

地域協議会では、上越市地域自治区の設置に関する条例第 7 条第 1 項に基づき、地域協議会が自ら必要と認めるものについて、審議（以下、「自主的審議」という。）し、意見を述べることができます。

1 提出者

○地域協議会委員

○まちづくりセンター

（例外…区内住民から直接要望・相談があった場合に限る）

2 手続

○自主的審議を希望する委員は、「○○区地域協議会自主的審議に係る提案書（委員用）」に必要事項を記入の上、まちづくりセンターへ提出する。

○上記の提出期限は、地域協議会開催予定日の 14 日前までとする。

○例外的に、区内の住民からまちづくりセンターに直接要望等があった場合は、センターで「提案書（センター用）」に必要事項を記入する。

○提案書は、センターで取りまとめ、会長に届出する。

【補足説明】

① 提案書の作成等について

- ・ 委員から提案書の提出があった際は、提案の趣旨などをセンターで確認し、内容を整理します。（必要な場合は、提案書の作成をサポートします。）

② 提案書の提出期限について

- ・ 提案書の提出期限については、提案書の調整・事前送付や、提案内容に関係する担当課との連絡調整（会議の出席要請、資料作成等）に一定の期間が必要なため、地域協議会開催予定日の 14 日前までとします。

③ 会議当日の提案について

- ・ 上記の提出期限後、会議当日までの間に提案書が提出された場合や、会議当日の提案については、準備の都合上、審議の可否の決定や具体的な審議は、次の会議以降になる場合があります。
- ・ 但し、区域内の案件で緊急性が高く、速やかに審議を行う必要があると認められる場合は、提案書の提出期限に関わらず、可能な限り直近に開催される会議に諮れるよう対応します。その際、届出事項の緊急性は、提案書受付後、会長に判断していただきます。

3 審議の可否の判断

- 提案書の提出後、最初に開催される地域協議会において審議の可否の判断を行う。
- 自主審議を行う事項が多数ある場合は、あわせて審議の優先順位についても話し合い、決定する。

【補足説明】

- 審議の可否の決定方法は、上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 3 項に基づき、出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合は議長である会長が決定します。

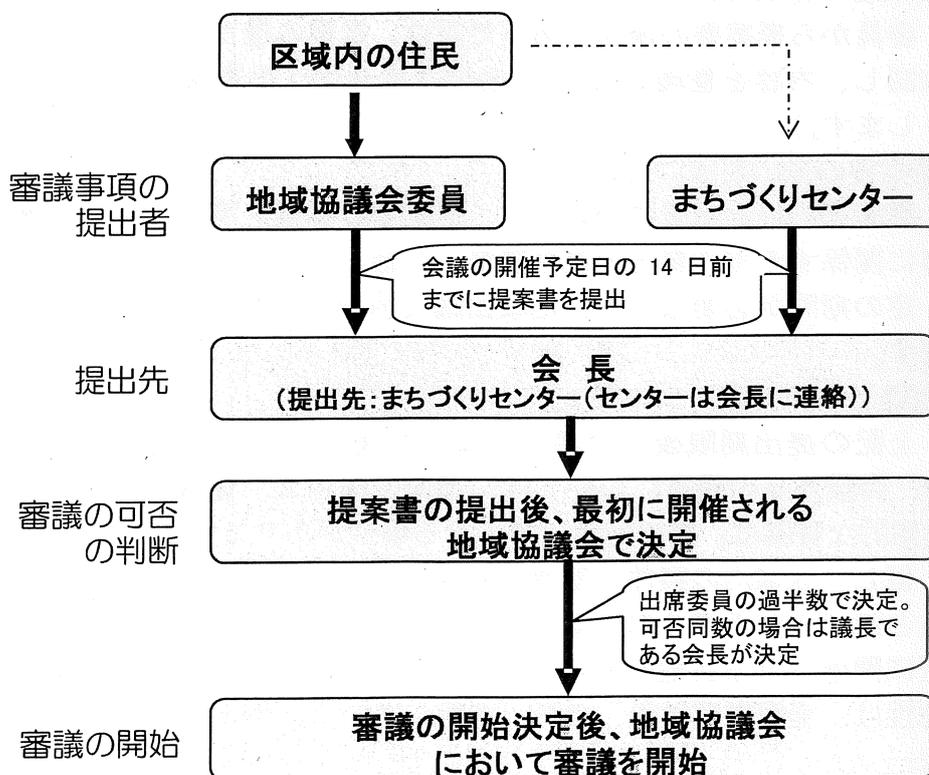
4 審議の開始時期

- 審議の開始が決定した自主的審議事項は、原則、その決定を行った会議から審議を行う。

【補足説明】

- 案件によっては審議に必要な資料の準備の関係上、本格的な審議は次回以降となる場合があります。

【自主的審議事項の提出・審議等に係る具体的な手順（フロー図）】



様式（委員用）

令和〇〇年〇月〇日

〇〇区地域協議会自主的審議に係る提案書

〇〇区地域協議会
会 長 〇〇 〇〇様

提案者名 〇〇 〇〇

下記事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項の規定に基づき、審議するよう提案します。

記

審議する事項	
内 容 ※下記を参考に可能な範囲でご記入ください。 ・提案理由 ・課題の背景 ・課題の現状 ・今後の見通し ・地域、住民への影響 ・課題が生じている場所 ・期待する効果 等	

※本提案書は、審議の開始を希望する地域協議会開催予定日の14日前までにまちづくりセンターに提出してください。なお、緊急を要する事項の場合は、センターにご相談ください。

様式（センター用）

令和〇〇年〇月〇日

〇〇区地域協議会自主的審議に係る提案書

〇〇区地域協議会
会 長 〇〇 〇〇 様

上越市自治・市民環境部
〇〇まちづくりセンター長

下記事項について、区内の住民から要望がありましたので、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項の規定に基づく事項として、審議いただくよう提案します。

記

審議する事項	
内 容	

令和2年度 高田地域活動支援事業の審査・採択の基本的なルールについて

1. 審査の基本的なルール

(1) 提案事業の審査・採点者

- ①審査・採点者は、会長・副会長を含む全地域協議会委員とする。
- ②委員は、全ての提案事業について審査を行う。

(2) 委員による提案内容の確認

- ①事務局は事業募集終了後、「提案概要一覧」を作成し、「事業提案書」、「審査・採点シート」、「提案事業に関する調査票」とともに全委員に送付する。
- ②委員は内容を確認し、疑問点等があれば期限内に委員名を記載した「質問票」等により事務局に提出する。
- ③事務局は必要に応じて質問の意図等を確認し、提案者に質問事項を送付する。
- ④事務局は、提案者から回答を受けて、「提案事業に関する質問・回答」を作成し、委員に送付する。
- ⑤委員は、「提案事業に関する質問・回答」を確認した上で、改めて質問する必要がある事項があれば、期限内に事務局に「質問票」等を提出し、事務局は、必要に応じて、提案者に再度質問事項を送付する。
- ⑥事務局は、提案者から回答を受けて、再質問をした委員に確認をとりながら「提案事業に関する質問・回答（修正版）」を作成する。

(3) 委員による審査・採点

- ①事務局は「提案事業に関する質問・回答（修正版）」を委員に送付する。
- ②委員は送付された資料（提案概要一覧、「事業提案書」、「提案事業に関する調査票」、「提案事業に関する質問・回答」）を踏まえて、「審査・採点シート」を用いて、継続事業審査（「該当する・該当しない」の別を記入する形式）、基本審査（「適合する・適合しない」の別を記入する形式）と採点を行う（基本審査で「適合しない」とした事業を除く）。
- ③「提案概要一覧」、「事業提案書」等の情報の取り扱いは、**事業が採択されるまで十分注意する。**
- ④委員は、定められた期限内に提案事業を審査し、「審査・採点シート」を事務局に提出する。
- ⑤委員による審査・採点結果は、**事務局への「審査・採点シート」の提出をもって確定し、提出後に疑義等が生じても修正できない。**

【審査・採点方法】

- ・審査は、「審査・採点シート」に基づき、書類により行う。
- ・継続事業の審査欄は、「□該当する」か「□該当しない」のいずれかに を記入する。
- ・提案事業の事業内容に前年度と同一の内容がある場合は継続事業とする。
- ・基本審査欄は、「□適合する」か「□適合しない（採点不要）」のいずれかに を記入する。
- ・基本審査で「適合しない」とした委員は、当該事業の審査項目の採点を行わない。また、その理由を必ず記載する。
- ・審査項目内の審査の視点ごとに、視点との適合度合いを五段階で評価する。
- ・上記の適合度合いの評価を踏まえて、審査項目ごとに採点（1点から5点の範囲）を行う。

(4) 継続事業の補助希望額の算出

- ①継続事業の審査結果により、委員の過半数が継続事業に「該当する」と判断した事業を、「継続事業」とする。
- ②「継続事業」と判断された事業は、補助金希望額から以下の金額を減額する。なお、減額後の金額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

$$\text{減額する額} = \text{補助金希望額} \times (\text{継続事業として判断された回数} \times 5\%)$$

(5) 提案事業の得点の算出

- ①事務局は、基本審査の結果を集計し、委員の過半数が「適合しない」と判断した事業は、**当該事業の採点結果を集計しない。**
- ②提案事業の得点は、基本審査で「適合する」とした委員の共通審査の採点結果の合計点で算出する。

(6) 提案事業の順位の確定

- ①優先採択事業とそれ以外の事業に区分し、それぞれ上記(5)の②で算出した得点の高い事業から順に並べる。
- ②提案事業の順位は、得点に関わらず、優先採択事業をそれ以外の事業よりも上位とする。
- ③この結果をもって、提案事業の順位を確定し、**以後順位の変更は行わない。**
- ④事務局は、提案事業の順位確定後、全委員に「提案事業順位表」を配付する。

【参考】提案事業の順位の確定イメージ

順位	提案事業（分野）	基本審査	優先採択	得点
1	事業A（福祉）	○	○	400
2	事業B（イベント）	○	○	350
3	事業D（観光振興）	○	○	300
4	事業F（文化）	○	○	250
5	事業E（イベント）	○	×	300
	事業C（施設整備）	×	—	—

2. 採択の基本的なルール

(1) 採択事業の検討

- ①提案事業の順位が確定した後、地域協議会を開催し、「高田区への配分予算額」である“予算ボーダーライン”と、“**点数ボーダーライン**”を設ける。
※“**点数ボーダーライン**”：審査項目の満点の半数（全委員×25点÷2）
- ②採択事業は、“予算ボーダーライン”と“点数ボーダーライン”により、次のパターンAならびにBにより検討する。

順位	パターンA	パターンB	凡例
1	○	○	予算ボーダーライン … <u>太単線</u> 点数ボーダーライン … <u>太二重線</u>
2	○	○	
3	○	○	
4	○	△	○ … 採択事業
5	×	△	×
6	×	×	△ … 委員間の協議により採否を決定すべき事業
7	×	×	

- ③点数ボーダーラインと予算ボーダーラインに挟まれた順位にある事業は、委員間で協議し、検討する。
- ④提案事業は、**審査・採点により確定した順位に基づき採択する。**

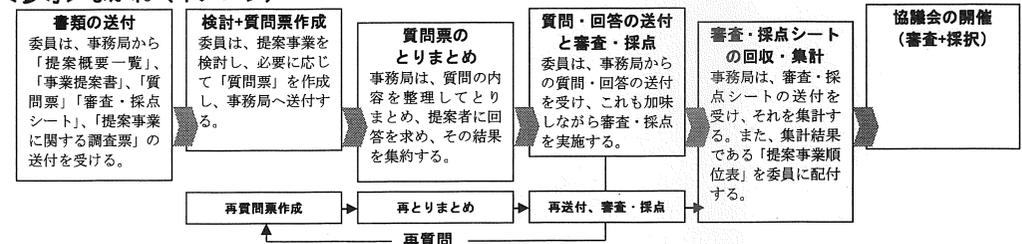
(2) 補助金額の検討

- ①補助金希望額（継続事業については、減額後の額）に対する補助率は10/10とする（ただし、募集要項では減額して補助する場合があることを記載する）。

(3) 採択事業と補助金額の決定

- ①地域協議会は、採択事業と補助金額の検討結果を、事務局に報告する。
- ②事務局は、速やかに採択事業と補助金額の内容を市長に報告し、市長が決定する。
- ③事務局は、採択事業と補助金額の決定後、速やかに結果を公表する。

<参考>ながれ（イメージ）



【高田区】地域活動支援事業 審査・採点シート

【注意】記名しないこと

1 審査対象

整理 No.	
事業名	
提案者	

2 継続事業審査

・前年度の採択事業と比較し、継続事業に該当するか	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
--------------------------	---

3 基本審査 ※ 右の「適合性」欄のいずれか一つに☑を入れてください。

・地域活動支援事業の目的と合致しているか (地域の課題解決・活力向上に資するものか)	<p style="text-align: center;">適合性</p> <input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない (採点不要)
---	---

【適合しない理由】 ※基本審査で「適合しない」とした委員は必ず記入してください。

※該当するものに☑する。(複数可)	※左記の「適合しない」と考える具体的な理由 (簡潔に記載)
<input type="checkbox"/> 地域の課題解決につながらない <input type="checkbox"/> 地域の活力向上につながらない <input type="checkbox"/> 自発的・主体的な地域活動ではない	

4 採点内容

(1) 優先採択事業 ※事務局が判断し、記載しています。

・優先採択事業に該当しているか	該当○/非該当×
-----------------	----------

(2) 共通審査基準 ※採点は、1点から5点の5点満点です。(0点はナシ)

※基本審査で「適合しない」と判断した委員は、採点を行わないでください。

審査項目	審査基準	メモ欄※			配点	採点欄
		良い	普通	悪い		
① 公益性	・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか ・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 ・全市的な方向性と合致しているか ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか	_ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _	5			
② 必要性	・地域の実情や住民要望に対応したものか ・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか ・緊急性の高い提案事業であるか ・ほかの方法で代替できないものであるか ・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか	_ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _	5			
③ 実現性	・目標 (達成すべきこと) や事業内容が明確なものか ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか ・資金調達規模や時期に無理はないか	_ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _	5			
④ 参加性	・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか	_ _ _ _ _	5			
⑤ 発展性	・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか ・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか ・提案団体に、信頼性や将来性はあるか	_ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _	5			
合計				25		

※メモ欄は採点の目安としてご自由にお使いください。

令和2年度 高田区 地域活動支援事業 審査・採択スケジュール

日程	地域協議会(委員)	南部まちづくりセンター
4月20日(月)	—	・提案締め切り
5月18日(月)	第2回地域協議会	・「申請概要一覧」、「提案書」、「審査・採点シート」、「質問票」の配布
5月19日(火)	・「事業提案書」、「申請概要一覧」にて内容確認、審査開始 ・質問の検討、必要に応じて「質問票」の作成	—
5月21日(木)	初任者研修：模擬審査 5/21 18:30～ 福祉交流プラザ3階 第7会議室	
5月25日(月) 正午	・「 <u>質問票</u> 」提出締め切り 提出先：南部まちづくりセンター 提出方法：持参、メール、FAX	・「質問票」のとりまとめ
5月26日(火)	—	・提案者宛に「質問事項」を発送
<5月27日(水)～6月2日(火) 提案者による質問票への回答作成>		
6月3日(水)	—	・提案者からの「回答」とりまとめ ・委員宛に「提案事業に関する質問・回答」を発送
6月4日(木) ～10日(水)	・「提案事業に関する質問・回答」の確認 (質問に対する提案者の回答を確認してから、審査・採点シートをセンターへ提出) ◎ <u>審査採点シート(採点結果)提出</u> …6月10日(水)期限	—
6月11日(木) ～	—	・審査・採点シートの集計 ・「提案事業順位表」作成
6月 日()	・地域協議会(「提案事業順位表」配布、採択事業決定)	

【参考】

●…▶ 委員による提案書の内容確認～採点までの期間 ……23日間

令和2年度 高田区 地域活動支援事業提案概要一覧(確定版)

資料No.6

整理No.	提案団体名	事業名	事業概要	優先採択		所見 市関係課	新規	継続		総事業費 A(円)	補助希望額 B(円)	補助率 B/A(%)	補助金の主な使途
				適否	該当項目			2年	3年				
1	本町一丁目・町の歴史を伝承する会	雁木の町並み保存と町名を伝承する事業	当町の歴史を次世代に伝承し、雁木の町並み保存と郷土史への関心を高めるため、旧町名の「堅春日町」の標柱看板を設置するとともに、「雁木の町並みと堅春日町」のパンフレットを作成・配布し、地域住民を対象とした学習会を開催する。	○	4	【用地管財課】 課題あり ・標柱の設置を予定している箇所は当該所管の市有地であり、町内会館用地として本町1丁目町内会へ貸し付けている。今回、申請団体が町内会とは別名義であるため、土地の利用に当たり、町内会との貸付契約内容の見直し又は町内会から申請団体への転貸手続きといった手続きが必要となる。 ・市有地上に工作物を設置する際は、工事着工前に「原状変更承認申請書」を用地管財課へ提出し、承認を受ける必要があるため、前述の手続きと合わせ、事前に用地管財課に相談すること。 ※必要な諸手続きはあるが、事業内容について確認させていただき、当該としては、土地の利用及び標柱の設置を認める方向である。 【人権・同和对策室】 課題なし ・上越地域の歴史には差別を受けていた人々の歴史もあるので、パンフレットの編集及び学習会の実施に際しては、その内容に配慮して取り組むこと。 【文化行政課】 課題なし ・パンフレットの文面については、確認のため事前に当該に見せてほしい。また、完成後は参考資料とするため当該へ1部寄贈(難しい場合は貸与)願う。	○			265,700	240,000	90.3%	標柱設置費 歴史パンフレット作成費
2	青田川を愛する会	青田川桜木整備と景観啓発事業	青田川への愛護を通じた地域の活性化や景観整備を図るため、青田川沿いの桜木の枝払い、寄生植物除去等を行い、桜・紅葉などの保存管理に努めるとともに、河川愛護の啓発ポスターの作成・配布、青田川市民茶会を開催する。	○	1、2、4、5	【河川海岸砂防課】 課題なし		○	985,000	900,000	91.4%	桜木等の整備費 青田川市民茶会経費 ポスター印刷費	
3	本町六丁目町内会	町屋交流館高田小町及び高田世界館周辺美化・緑化事業	市内外から訪れる観光客等に安らぎを提供し、町内会の活性化や親睦を図ることを目的に、町屋交流館高田小町周辺及び高田世界館ガーデンの美化・緑化事業を行う。	○	1、2、3、4	【文化振興課】 課題なし		○	150,040	145,000	96.6%	花の苗、肥料等の購入費	
4	高田サッカースポーツ少年団	高田SSS サッカー&フットサル活動及び青少年健全育成事業	サッカー&フットサル活動を通じて、地域の指導者・保護者が主体となって青少年の健全な育成を図るとともに、学校区を超えた交流を促進する。	○	3、5、6	-	○		2,046,400	866,000	42.3%	ユニフォーム購入費 会場使用料 テント購入費	
5	【提案取り下げ(令和2年5月8日付)】 団体名:上越水墨画フェスティバル実行委員会 事業名:水墨アートで高田区の賑わいを創出する、上越エリア最大の公募展「上越水墨画フェスティバル」事業												
6	ちりつも観光プロジェクト	ステイホームの今だから、大切な人にハガキを出そう!郵便の父 前島密生誕の地から、高田区のみなさんとハガキを使った交流や地域観光のPR事業	郵便の父・前島密の生誕の地という地の利を活かして「ハガキで伝える思い」を顕彰するとともに、高田区のPRに取り組むことを目的に、年4回の観光ハガキの配布等を実施する。	○	1、2、4	-		○	1,027,000	987,000	96.1%	印刷費	
7	南本町三丁目まちづくり協議会	雁木の景観づくりと歴史散策事業	雁木の保存と景観づくりを推進するため、雁木通りに秋のモミジ飾りや来春の桜飾りを行い、商店経営の支援及び歩行人に元気を発信する。また、当地域の歴史ある寺院、文化財、旧跡を巡りながら雁木の良さを感じ、地域活性化につなげる。	○	3、4	-	○		377,550	300,000	79.5%	飾り枝作成費 チラシ作成費	
8	南三世代交流プラザ運営協議会	三世代交流のまちづくりを発信する事業	高田地区南部9町内会を中心に小中学校、幼稚園、保育園、PTA、子供会、老人会などと連携した人にやさしいまちづくりを推進し、三世代間の交流促進につとめてきた17年間の成果・実績を冊子にまとめ今後の活動に反映する。また、三世代交流のつどいを開催し、市の平和学習・原爆ひろしまの映写やミニ体操会を実施する。	○	1、2、5	【人権・同和对策室】 【共生まちづくり課】 【こども課】 課題なし	○		700,000	600,000	85.7%	冊子作成費 交流のつどい関係費	

令和2年度 高田区 地域活動支援事業提案概要一覧(確定版)

資料No.6

整理No.	提案団体名	事業名	事業概要	優先採択		所見 市関係課	新規	継続		総事業費 A(円)	補助希望額 B(円)	補助率 B/A(%)	補助金の主な用途
				適否	該当項目			2年	3年				
9	お馬出しプロジェクト	お馬出しプロジェクト事業	城下町高田に残る歴史ある地名や行事等を大切にし次世代に伝えるとともに、賑わいの創出とまちの活性化に繋げることを目的に、地域をテーマにした学習(お馬出し塾)、高田のまちを知っていたくための歌と方言本の製作、ご当地ソングのコンサート等を開催する。	○	1、2、4、5、6	【文化振興課】 課題なし ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を予定している高田まちかど交流館を臨時休館する場合がある。 【観光交流推進課】【人権・同和对策室】【都市整備課】 課題なし			412,240	410,000	99.5%	歌と方言本の製作費 会場費	
10	NEO浄興寺プロジェクト	NEO浄興寺プロジェクト事業	浄興寺を観光資源として活用することで、寺町地域全体の活性化や住民の交流を図るとともに、全国からの出店者・出演者との交流により、土越の魅力を発信することを目的に、手づくりの市や演芸場などを開催する。	○	1、2、4、5	-			1,534,744	1,300,000	84.7%	コンサート開催機材費 会場設営費 宣伝費	
11	CAP・じょうえつ	地域で「あんしん」子どもへの暴力防止事業	いじめや虐待、暴力を防ぎ子どもたちが安心して過ごせる社会の実現に向け、子どもへの暴力防止のワークショップの開催、人権啓発のホームページを作成し情報発信する。	○	3	【人権・同和对策室】 課題あり 土越地域の歴史には差別を受けていた人々の歴史もあるので、おとな向けワークショップの開催及び人権啓発パンフレットの作成に際しては、その内容に配慮して取り組むこと。 【こども課】 課題なし	○		488,000	480,000	98.4%	ホームページ作製費 ワークショップ講師謝礼	
12	NPO法人街なか映画館再生委員会	高田小町交流広場発着高田周辺サイクル&ウォーク散策マップ制作事業	高田小町交流広場からスタートして交流人口をより広域に高田城址公園などを巡らせることで、賑わいの創出やまちづくりの推進を図るため、サイクルリングコースとウォーキングコースを設定した街巡りマップを制作する。また、コース途中で見つけた「新しい景観ー高田」スマホ写真展を開催する。	○	1、2、6	【観光交流推進課】 課題なし ・城下町高田レンタサイクル事業は、レンタサイクルを実施する事業者を6月に募集し、審査の上で事業者が決定されるため、現段階ではNOP法人街なか映画館再生委員会に決定されたものではない。しかし、実施する事業者が他事業者であったとしても、制作されたマップは活用されるものであり、特に問題はない。 【文化振興課】 課題なし ・街巡りマップの制作にあたっては、所管する施設(高田小町、旧今井染物屋等)の記載内容確認のため、当課と事前協議すること。 ・高田小町における「新しい景観ー高田」スマホ写真展展示会の実施時期が決定し次第、速やかに施設利用に係る協議をすること。 【企画政策課】 課題なし ・新型コロナウイルスの状況により、公共施設が使用できなくなる可能性があるため、施設所管課と調整すること。 【人権・同和对策室】【都市整備課】 課題なし	○		363,000	319,000	87.9%	マップ制作費 ポスター制作費	
13	NPO法人高田髻女の文化を保存・発信する会	高田髻女の文化の保存・発信事業	高田髻女の文化を全国に発信するため、髻女ミュージアム高田を拠点に企画展や髻女唄演奏会、門付け再現等を開催し、まちおこしに寄与する。	○	2、4	【観光交流推進課】 課題なし ・街なか回遊の推進をはかる際には、当課とも十分に連携しながら取り組むこと。 【文化振興課】 課題なし			218,940	210,000	95.9%	出演料 通信費	
14	高田区北部振興会	北部地域の文化・賑わいを創出する事業	世代間・団体間の交流を深め、地域の活性化等を図ることを目的に、ちびっこ大相撲大会を支援するほか、紅葉のライトアップによる景観の創出、野点茶会、野外演奏会をそれぞれ実施する。	○	4、5	-			1,190,520	800,000	67.2%	イベント設営費 広報費	

令和2年度 高田区 地域活動支援事業提案概要一覧(確定版)

資料No.6

整理No.	提案団体名	事業名	事業概要	優先採択		所見 市関係課	新規	継続		総事業費 A(円)	補助希望額 B(円)	補助率 B/A(%)	補助金の主な使途	
				適否	該当項目			2年	3年					
15	特定非営利活動法人街 なみFocus	地域資源を活かした高田 まちづくり事業	地域の活性化とともに、交流人口の増加と歴史文化の保全を目的に、朝市の活性化、手作り街なみ保全、歴史・景観フォーラムを実施する。	○	1、2、3、4、 5	【観光交流推進課】 課題あり ・上越市の朝市は、「上越市露店市場管理条例」に基づき市が開設しているものであり、事業実施にあたり、市場内で企画出店する場合、事前の手続きが必要となる。また、事業を市場内で実施する場合、市が「露店市場管理業務」を委託している地元町内会及び、「朝市出店者との調整等に関する業務委託協定」を締結している上越朝市組合との連携が必要となるので、審査を受ける前に観光交流推進課と協議すること。 【文化振興課】 課題なし ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「歴史・景観フォーラム」の開催を予定している町家交流館高田小町を臨時休館する場合がある。 【都市整備課】 課題なし			478,280	478,000	99.9%	大工・塗装材料費 印刷費		
16	上越美術協会	上越美術協会の上越地域 における美術文化振 興事業	上越地域の美術文化の振興及び高田市街地活性化を目的に、展覧会や演奏会等を開催する。	○	1、5、6	-			260,000	90,000	34.6%	会場費 印刷費		
17	越後高田・雁木ねっと わーく	風鈴街道in雁木2020事 業	雁木を歴史的文化的遺産として認識してもらうとともに、歴史景観を後世に残していくための機運の醸成を図り、市内外に発信し観光振興に役立てるため、写真コンテストや雁木の軒先に風鈴を飾るなどの景観づくりを実施する。また、昨年度掲載することができなかった雁木を紹介する冊子(昨年度の改定版)を製作する。	○	1、2、4	【文化振興課】 課題あり ○事業内容1(風鈴掲出)について ・例年、「風鈴の音がうるさい」、「終了日を過ぎても風鈴が掲出されている」との苦情が寄せられることから、事業を実施する際は、開始日及び終了日を明確にし、町内会及び近隣住民への周知と理解を図るとともに、終了日以降は速やかに片付けるよう、風鈴の掲出協力者へ依頼すること。 ○事業内容3(お休み処開設)について ・耐震改修工事などのため、6月から旧今井染物屋は使用できない。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止により、公の施設が臨時休館となる場合は、高田小町、旧金津憲太郎桶店は使用できない。 【企画政策課】 課題なし ・新型コロナウイルスの状況により、公共施設が使用できなくなる可能性があるため、施設所管課と調整すること。 【都市整備課】【人権・同和対策室】 課題なし			998,400	980,000	98.2%	冊子作成費 コンテスト会場設 費		
18	高田のまち文化を守る会	高田仲町・飲食店応援プ ロジェクト事業	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い業績が悪化する仲町(一部本町も含む)の飲食店を応援することを目的に、飲食店が提供するテイクアウトメニューを紹介する冊子を作成する。	○	1	【産業政策課】 課題なし ・当課商業・中心市街地活性化推進室では、地域商業活性化事業補助金制度にて、商店街や中小企業者によって任意に組織された団体等が商業の活性化に資する事業を行う際に補助を行っている。 ・今回提案された事業は、業績悪化が懸念される仲町周辺の飲食店の支援を主目的としており、当課補助金制度の支援対象となり得る。 ・現時点で新型コロナウイルス感染症の影響を受けている飲食店への支援であることを考慮すると、スピード感を持った取組とすべき。 【企画政策課】 課題なし			374,000	374,000	100.0%	冊子作成費		
19	高田文化協会	高田の文化・文学・文芸 を継承する事業	高田の文学、文化財に関わるマップを作成し、若者や転勤者などから興味を持ってもらうとともに、高田の食文化や遊びの文化など、明治、大正、昭和、平成の各年代を生き残った人からの証言をもとに記録冊子を作成する。あわせて、町巡り散策ツアーを行う。 また、かなやの里の障がいのある人と当協会会員・市民有志のコラボ作品展を実施する。	○	1、2、3、4、 5	【人権・同和対策室】 課題あり ・上越地域の歴史には差別を受けていた人々の歴史もあるので、文学マップと文化を伝える冊子の内容及び町巡りの説明内容に配慮して取り組むこと。 【文化振興課】 課題なし ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を予定している高田まちかど交流館を臨時休館する場合がある。 【福祉課】 課題なし			1,009,520	1,009,000	99.9%	冊子作成費 展覧会開催費		
										12,879,334	10,488,000	81.4%		
										予算額	12,400,000			
										差引額	1,912,000			

令和2年4月27日



(宛先) 上越市長

高田区地域協議会
会長 西山 要耕

小林古径記念美術館の管理の在り方について (答申)

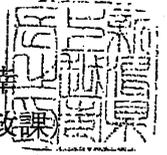
令和2年3月17日付け上教古美第1617号で諮問のあった、諮問第58号：小林古径記念美術館の管理の在り方について、当該施設の開館時間、休館日及び観覧料を適当と判断します。



上教古美第2813号
令和2年5月7日

(宛先) 高田区地域協議会

上越市長 村山秀幸
(教育委員会 文化行政課)



小林古径記念美術館の管理の在り方について (通知)

令和2年4月27日付けで答申のあった諮問第58号小林古径記念美術館の管理の在り方について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

諮問のとおり小林古径記念美術館の管理の在り方とすることとし、令和2年上越市議会6月定例会に所要の条例案を提出します。



高田まちづくりセンター